

# 終身ガン保険

## 終身ガン保険(10)

- 1** **ガンによる入院、手術、死亡**などに対して、手厚い保障を確保できます。ガン以外の死亡の保障もあります。
- 2** **医師の診査は不要**です。告知のみでお申込みいただけます。

### [商品のしくみ・イメージ]

ガン入院給付金日額を基準にそれぞれの保障額が設定されます。

終身ガン保険 ガン入院給付金日額:5,000～60,000円(単位:1,000円)

給付の種類		お支払限度	1型	2型	3型	4型
 	ガン入院給付金	1入院 <b>1,000</b> 日 通算 <b>1,000</b> 日	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数	ガン入院給付金日額 ×入院日数
	ガン手術給付金	<b>25</b> 回	ガン入院給付金日額 × <b>20</b>	ガン入院給付金日額 × <b>20</b>	ガン入院給付金日額 × <b>20</b>	ガン入院給付金日額 × <b>20</b>
	ガン診断給付金	<b>1</b> 回	給付はありません	ガン入院給付金日額 × <b>300</b>	給付はありません	ガン入院給付金日額 × <b>100</b>
	ガン高度障害保険金	—	ガン入院給付金日額 × <b>1,000</b>	ガン入院給付金日額 × <b>1,000</b>	ガン入院給付金日額 × <b>100</b>	ガン入院給付金日額 × <b>100</b>
	ガン死亡保険金	—	ガン入院給付金日額 × <b>1,000</b>	ガン入院給付金日額 × <b>1,000</b>	ガン入院給付金日額 × <b>100</b>	ガン入院給付金日額 × <b>100</b>
死亡保険金		—	ガン入院給付金日額 × <b>10</b>	ガン入院給付金日額 × <b>10</b>	ガン入院給付金日額 × <b>10</b>	ガン入院給付金日額 × <b>10</b>

生涯保障

ご契約      ガン給付に関する責任開始

※ガン給付は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保障が開始されます。  
 ※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

## ●保険金・給付金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金・給付金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

お支払事由	お支払いする 保険金・給付金	お支払額 (ガン入院給付金日額(A)×給付倍率)				お支払限度
		1型	2型	3型	4型	
ガンの治療を目的に入院したとき	①ガン入院給付金	A×入院日数				1入院 1,000日 通算 1,000日
ガンの治療を目的に所定の手術をしたとき	②ガン手術給付金	A×20				25回
ガンと診断確定され、その治療を目的に入院したとき	③ガン診断給付金	なし	A× 300	なし	A× 100	1回
ガンを直接の原因として所定の高度障害状態に該当したとき	④ガン高度障害保険金*	A×1,000		A×100		/
ガンを直接の原因として死亡したとき	⑤ガン死亡保険金*					
ガン死亡保険金の支払事由以外の原因で死亡したとき	⑥死亡保険金*	A×10				

\*上記④⑤⑥のいずれかをお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、上記④⑤⑥は重複してお支払いしません。

※ガン給付は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保障が開始されます。

※上記④⑤をお支払いする際、責任準備金相当額が保険金額をこえるときは、こえる部分を保険金額に加えてお支払いします。

※上記⑥をお支払いする際、ガン給付部分の責任準備金相当額を加えてお支払いします。

## ●型別保険料比較

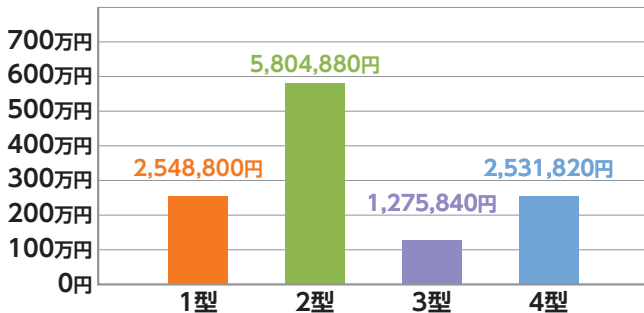
[ご契約条件]

保険種類:終身ガン保険 保険期間/保険料払込期間:終身 保険料払込方法:年払

[ご契約例①役員プラン]

被保険者:役員(50歳 男性)  
ガン入院給付金日額:60,000円

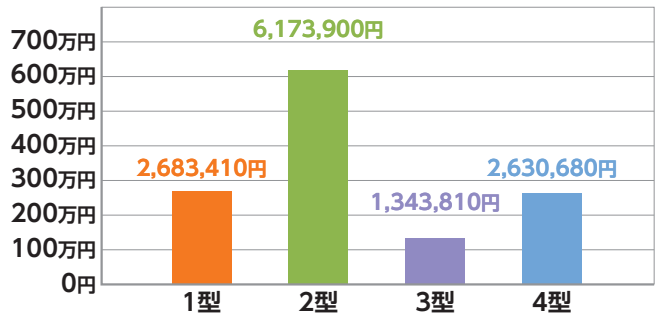
年払保険料



[ご契約例②従業員プラン]

被保険者:従業員(30歳 男性7名・女性3名)  
ガン入院給付金日額:10,000円(1名あたり)

年払保険料



※上記は型別の保険料比較のためのシミュレーションです。実際のご加入にはエヌエヌ生命所定の条件があります。

## ●ご契約例の推移(上記のご契約例①(4型)の場合)

(単位:円)

経過年数	保険料累計額 A	解約時受取金額 B	解約返戻率 B/A	損金保険料	資産計上額
1年	2,531,820	1,518,600	59.98%	1,519,092	1,012,728
3年	7,595,460	5,190,000	68.33%	1,519,092	3,038,184
5年	12,659,100	8,823,600	69.70%	1,519,092	5,063,640
7年	17,722,740	12,401,400	69.97%	1,519,092	7,089,096
10年	25,318,200	17,631,600	69.64%	1,519,092	10,127,280
20年	50,636,400	33,001,800	65.17%	1,519,092	20,254,560
30年	75,954,600	44,307,000	58.33%	2,531,820	26,668,504
50年	126,591,000	31,783,200	25.10%	3,339,954	25,860,370

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

## ●ご契約例の推移 (P2のご契約例② (2型) の場合)

(単位:円)

経過年数	保険料累計額 A	解約時受取金額 B	解約返戻率 B/A	損金保険料	資産計上額
1年	6,173,900	3,116,600	50.48%	2,669,852	3,504,048
3年	18,521,700	12,015,600	64.87%	2,669,852	10,512,144
5年	30,869,500	20,962,900	67.90%	2,669,852	17,520,240
10年	61,739,000	43,485,700	70.43%	2,669,852	35,040,480
15年	92,608,500	65,446,200	70.66%	2,669,852	52,560,720
20年	123,478,000	87,205,000	70.62%	2,669,852	70,080,960
30年	185,217,000	128,140,400	69.18%	2,669,852	105,121,440
40年	246,956,000	162,112,200	65.64%	6,173,900	120,305,724
50年	308,695,000	184,295,600	59.70%	6,173,900	120,305,724

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

### 参考 税務のお取扱いについて (定期保険および第三分野保険)

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】 ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

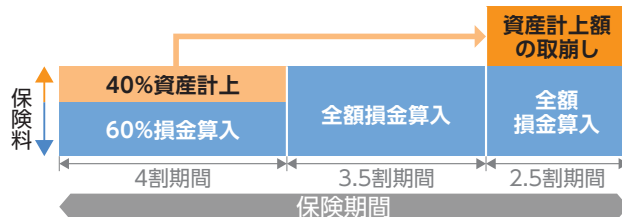
最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

#### 最高解約返戻率が50%以下の場合



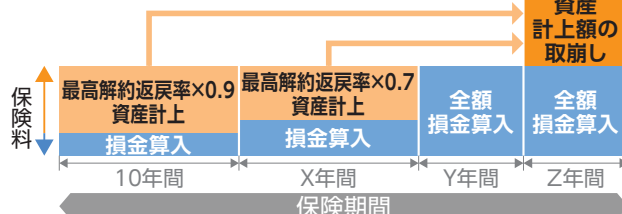
#### 最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



#### 最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



#### 最高解約返戻率が85%超の場合\*



\*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

① 契約日から最高解約返戻率となる期間まで

② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで

③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)

また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。

※保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。

●保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

ご契約時だけでなく、その後も! 環境の変化に柔軟に対応することができます。  
お役立ちガイドをご用意していますので、ぜひご覧ください!



## ●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～75歳	型名	1型、2型、3型、4型
保険期間/ 保険料払込期間	終身	ガン入院 給付金日額	5,000円～60,000円 (単位:1,000円)

※ご契約時に、医師の診査は不要です。告知項目に該当しなければ、お申込みいただけます。

※1型、2型は法人・個人事業主が契約者となる場合のみのお取扱いとなります。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

**エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513**

[受付時間] 9:00～17:00  
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

**ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。**

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引先に対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

## エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア44F  
TEL.03-6892-1986  
<https://www.nnlife.co.jp>